

## 第1 監査の請求

### 1 請求人 略

### 2 請求書の提出 平成25年4月2日

### 3 請求の内容

本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

#### 『請求の要旨

- 請求の対象職員 大阪府都市整備部 部長 村上毅  
大阪府岸和田土木事務所 所長 窪田誠  
同 上 兵庫敬史
- 茶屋川河川敷の不法占拠 並びに横領を黙認。  
河川が廃止になり（H5年頃）すかさずBが河川敷きに自分の畑の法面に植えてあった木を移設し河川敷を囲い込み不法占拠を始めた 更に内側に電気柵を張り巡らし土地の所有権を主張し始めた。  
これを兵庫は黙認し勝手にBと話して河川敷に 杭を打ちこの杭を境界線としたがその囲った中側に河川敷が広く占有されている 明らかに河川敷の横領と言える。
- 違法の理由  
Bの地番803“田”は隣接地で 昭和54年に登記しているが 現役の河川として使っている河川を一部とはいえ個人の資産として登記など出来るはずがない 更に言えば個人資産として登記してあるというなら課税 納税の実績を示すことができる出来るはずである。
- 損害の理由  
図A 赤点線で囲った範囲を百姓の権利とすると 我々住金団地の災害避難場所及び避難通路をこの河川敷に設定しかけたが 出来ないことが明確になった。  
河川敷を不法占拠 横領しておいて 金を払えとは 何事か 又兵庫はこうして話が壊れる事を期待予測して出来るだけキゲンよく百章とやれば自分は楽にこの仕事を通過させられる楽で良いなと考えている節がある。  
今後この河川の問題を兵庫のようにチャランポランに処置すれば今後この河川敷を活用するに当たり 個人から買い取れ買い取れと 未来永劫に言われて 税金で買い取らざるを得なくなる。

#### 期待する処置

1. 占拠した河川敷を 昭和48年当時の状態に戻し 植え替えた木を元に戻し 電機柵を撤去し不法占拠状態を解消させる。
2. 関係者 以下  
大阪府都市整備部長 村上 毅 監督指導不行き届き。

岸和田土木事務所 所長 窪田 誠 背任 職務怠慢

同 上 兵庫 敬史 背任 職務怠慢』

## 事実証明書

- ・ 図面
- ・ 登記事項要約書の写し
- ・ 写真

## 第2 監査の実施

### 1 請求の受理

本件請求は、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め受理することとした。

### 2 請求人の陳述

(1) 法第242条第6項の規定により、平成25年4月26日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人からは請求書記載事項の補足として以下の内容の陳述があった。

- ・ 図Aの赤の点線が、河川が廃止になってから、B氏が電気柵を設置したところ  
です。
- ・ 私は、不法占拠ということで、土地の登記簿を取り寄せました。
- ・ 大阪府岸和田土木事務所の兵庫氏に聞いたところ、点線で囲っている部分の河川敷は、個人が所有しているものとして登記されているということです。
- ・ ところが、地目は全部「田」となっていて、「河川敷」とは書かれていないので、私は、それは証拠にならないと考えます。
- ・ 茶屋川は、新しい川が出来て、「新茶屋川」を流れるようになりました。
- ・ 旧茶屋川は、梅雨時には、私のあごの高さぐらいまで水が流れて、住金団地に水が流れ込んでくることもありました。3、4年に1度はそのようなことがありました。
- ・ 私が住金団地の自治会長をやっていたときも、川の水が団地に流れ込んできたので、阪南市役所を呼んだことがあります。
- ・ 梅雨時には水が大量に流れますが、それ以外はあまり水は流れない川です。
- ・ 子どもが、駐車場から旧河川に入れるようになっています。
- ・ 平成7年に、岸和田土木事務所尾崎出張所に申入れをしました。
- ・ 赤い点線の法面に木がありますが、河川廃止になったとたん、レッカー車を持ってきて、木を移し替えました。私は家が横だから見ていました。不法占拠だと考えます。
- ・ 木を移設したあと、電気柵を設置した。電気柵は危ないということで、岸和田土木事務所に訴えましたが、尾崎出張所の清原氏が、「測量をしていないので、撤去させることができません。」と言いました。「やる気がない。」とはっきり言いま

した。

- ・ 平成7年に、住金団地の自治会から要望を出しました。
  - ・ 住金団地に入る道は1本しかなく、片方は崖で、地震のとき避難路がないので、河川敷を避難通路にしてほしい、という要望を出して、その話が進んでいたのですが、B氏が所有権を主張し、金を払えといったとたんに、阪南市は腰がひけだしました。
  - ・ 今、人の出入りができる通路を作るようにしよう、という話になっていると聞きました。
  - ・ 岸和田土木事務所から、私の家の方の境界に間違いがある、と聞いたことがありますが、私の家は、住友金属和歌山製鉄所が造成して分譲した土地なので、境界に誤りはないと思います。
  - ・ 私をだまして、岸和田土木事務所の兵庫氏は、委任状を取り付けようとした。
  - ・ 阪南市役所や、自治会に話をして、私が委任状を出さないから、避難通路の整備ができない、と言いました。
  - ・ B氏の不法占拠を許容して、避難通路、避難場所にできなくした原因は、岸和田土木事務所にあります。
  - ・ 図面を見ても、なぜ、地番802と803が別々に登記されているのかわかりません。
  - ・ 昭和54年3月に登記されていますが、私が現住地に住み始めたのは昭和48年です。
  - ・ B氏は、河川敷の土地を自分のものにしました。そのため、避難通路にする計画ができなくなりました。
  - ・ これは、岸和田土木事務所の職員が、大阪府の資産に損害を与える背任だと思うので、まず、監査請求をしました。監査で、矯正されることを望みます。
  - ・ 境界線を、元に戻してほしいです。
  - ・ 河川廃止になったとたん、B氏は、木を植え替えましたが、60年前からそこにあったと主張しています。
  - ・ 電気柵が設置されてから、尾崎出張所に言いに行きましたが、やる気がないとのことでした。
  - ・ 府の給料をもらっているのですから、仕事をするべきです。
  - ・ もう、団地の避難通路にできないんですよ。
  - ・ 金払え、とB氏に言われて、話がつぶれてしまいました。
- (2) 平成25年4月26日付けで請求人から証拠書類として、以下の書類の提出があった。
- ・ 地図に準ずる図面の写し
  - ・ 住金団地 地域防災マップ

### 3 監査対象事項

二級河川茶屋川において、大阪府に財産管理を怠る事実があるか。

#### 4 監査対象部局

大阪府都市整備部及び岸和田土木事務所

##### 第3 監査対象部局の陳述

監査対象部局である大阪府都市整備部及び岸和田土木事務所に対し、平成25年4月26日に陳述の聴取を行ったところ、以下の内容の陳述がなされた。

- ・ 大きく3点に分けて説明します。1点目は、河川行政の概要について、2点目は、本件の経緯について、3点目は、請求人の主張への反論です。
- ・ まず1点目の、河川行政の概要について、簡単に説明します。
- ・ 河川の管理ですが、大阪府では、河川の適正管理に努めており、日々パトロールを行い、ゴミの不法投棄や、河川の護岸などに損傷がある場合においては、適宜迅速に対応しています。また、ボランティアの河川清掃活動などの支援をいただきながら、河川の美化にも努めています。
- ・ いわゆる河川は、災害の発生防止による公共の安全と適正利用による公共の福祉の増進に資するために、行政機関が管理しているものです。
- ・ 河川の境界確定について、説明します。
- ・ 河川と民有地の境界は官民境界といわれていますが、官民境界確定手続が行われていない場合は、境界が明確になっていない場合もあります。
- ・ 特に都市部でない地域におきましては、民有地と河川の境界が明確にされていない場合もあります。
- ・ なお、境界確定手続（明示）の法的な性質につきましては、いわゆる行政処分ではなく、官と民が協議を行いまして、その境界を定めるもので、民法上の私的契約であると解されています。
- ・ 2点目の本件の経過について説明します。
- ・ まず、二級河川茶屋川です。
- ・ 二級河川茶屋川の管理は、当該河川が存する都道府県を統轄する都道府県知事が行う、管理に係る権限の一部及び公共用地の境界確定に関する権限が、知事から土木事務所長に委任されていますので、本件の二級河川茶屋川の管理に係る権限の一部及び境界確定に関する権限は、大阪府岸和田土木事務所長が有していることとなります。
- ・ 続きまして、二級河川茶屋川の改修工事の状況です。
- ・ 二級河川茶屋川は、阪南市にある河川で、流域面積5.6平方キロメートル、計画高水量、河川に最大でどれくらいの水が流れるかについてですが、100年に1回降る程度の大雨で、最大で、110立方メートル毎秒の水が流れるものとして、既に河川改修は概成しています。
- ・ 次に、今回の旧河川が発生した経緯ですが、東南に位置する阪南スカイタウン、開発面積は約170ヘクタール、事業主体は企業局で、事業期間は昭和63年から平成9年ですが、この造成に併せまして、本府が必要な河川改修を行った結果、この旧河川というものが発生しました。なお当該箇所は平成5年にできました。
- ・ この旧河川ですが、旧河川については、いわゆる廢川という手続を行わず、本件西側に存する住友金属工業住宅の住宅地に住まわれている方の豪雨時、災害時の避難通路と

して、この旧河川を使っていきたいというような住民要望がありまして、旧河川を存置、置いたかたちになっています。

- ・ 機能としては、洪水は、新しい河川を流れるのですが、旧河川は、近隣住宅から、雨が降ったときのための存置水路としても必要な公物です。
- ・ 岸和田土木事務所としては、平成24年度に阪南市との確認書を締結して、住民からの要望を踏まえて、旧河川を避難用通路として占用許可を行い、境界確定の必要ができたということで、利害関係者が2回ほど立会をして、境界線について合意に至っていますので、現在図面を作成する段階です。
- ・ 今後の旧河川の整備ですが、岸和田土木事務所では、平成25年の秋ごろから他の工事の建設発生土を活用し、避難通路としての基盤整備を行う予定です。なお、上面整備については阪南市が整備を行う予定です。
- ・ 3点目の、請求人の主張に関して説明します。
- ・ 請求人の主張と境界に関する内容ですが、本件土地付近の住友金属団地の自治会長から、平成23年3月の東日本大震災を契機として、当該団地に居住する住民が、災害時に避難路がなく陸の孤島となってしまう、という懸念があって、避難通路の整備の要望がありました。
- ・ これを受けて、当該避難通路の整備に係り、官民の境界確定を行う必要が生じたことから、現在未確定である本件土地と旧河川の敷地との境界につきまして、今、事務手続きを終え、書類作成に至っている段階です。
- ・ 請求人は、B様が旧河川の一部を不法占有しているということを主張していますが、本件土地（阪南市箱作802番、同所803番）は、旧河川の敷地との境界確定がなされていません。ですから、現時点においてB様が旧河川の一部を不法占有していることはいえないという状況です。
- ・ 今般協議しようとしている土地と旧河川の敷地との官民境界の協議については、もともとの川の上下流部の河川幅等を勘案し河川管理者である岸和田土木事務所と、土地所有者であるB様と、利害関係者が立会って決定していくものですが、本件土地に接する旧河川部分のみ、その幅員が広がることは考えられません。
- ・ 請求人は、本件土地及びその付近について、過去に実際に水が流れたことを根拠に、本件土地が旧河川の敷地であった旨主張していますが、河川の水が多い場合は、民有地に水が流れますし、洪水時に水が流れていることをもって、その土地が公有地であるとは言えません。
- ・ これは、一般的に河川内民有地が存することからも明らかです。要するに河川区域と官民境界線は別物ということです。
- ・ 最後ですが、請求人は、B様が違法に樹木や柵等の物件を旧河川の敷地に設置している旨を主張していますが、現時点ではまず正式な境界確定が行われていません。ですから、当該物件の存置にかかる旧河川の敷地の不法占有には該当しません。
- ・ また、当該物件である樹木や柵は、流水を阻害するような河川管理上の支障を及ぼすものではありません。
- ・ さらに今後、当該境界確定（明示）しまして、仮に、旧河川の敷地に越境することと

なった場合においても、速やかに撤去されるということで、不法とされる当該占有は治癒されることで、請求人の主張には理由がなく棄却されるべきです。

- ・ なお、物件所有者のB様は、当該物件について、境界確定の後には、速やかに撤去することを岸和田土木事務所長に対し口頭にて誓約しています。

#### 第4 監査の結果及び判断

##### 1 事実関係

###### (1) 二級河川茶屋川の敷地について

二級河川茶屋川（以下「茶屋川」という。）のうち、請求の対象となっている区間（以下「当該区間」という。）については、公図により確認したところ、隣接土地と接する部分は無番地（国有地）であり、一部民有地との境界が確定していない部分もあるが、大阪府の所有地は存在していない。

###### (2) 茶屋川の河川改修工事について

茶屋川の当該区間は、平成5年の河川改修工事の結果発生した旧河川であって、河川法の適用を受ける河川である。なお、周辺宅地等からの雨水の排水機能を有しているため、廃川手続は行われていない。

###### (3) 樹木や電気柵の設置について

茶屋川の当該区間に、改修工事後に、正確な時期は不明であるが、隣接土地所有者の樹木や電気柵が設置されている。

###### (4) 旧河川敷を利用した避難通路整備について

平成23年の東日本大震災を契機として、地元住民から茶屋川旧河川敷を活用した避難通路整備の要望があり、岸和田土木事務所、阪南市及び地元住民が協議の上、整備手法を決定した。

その概要は、岸和田土木事務所が阪南市に対して旧河川敷の占用許可を行い、阪南市が避難通路の整備・維持管理を行うというものであり、平成24年10月17日付けで、岸和田土木事務所長と阪南市長との間で、「茶屋川旧河川敷を活用した避難通路の整備に関する確認書」が締結されている。

###### (5) 官民境界の確定作業について

岸和田土木事務所が阪南市に対して占用許可をするに当たり、隣接土地と旧河川の敷地との境界を確定する必要があるが、現在、事務手続中で、境界は未確定である。

##### 2 判断

請求人は、隣接土地所有者が占拠した旧河川敷を昭和48年当時の状態に戻し、植え替えた木を元に戻し、電気柵を撤去し不法占拠状態を解消させることを求めているので、この点について判断する。

###### (1) 茶屋川の管理について

茶屋川の旧河川敷において、樹木や電気柵が設置され、それらが不法占有との疑いを招く状況で長年にわたり放置されてきたことは、管理が適切であったとはいえ

ない。

また、旧河川敷と隣接土地との境界確定の手続が行われているが、協議に当たっては、占有状況、公簿面積と実測面積との比較、公図その他の地図との比較対照、地形の状況等を総合的に考慮して客観的に正しい境界を決定することが重要である。

本件においては、一般的に河川内民有地が存在することがあり河川区域と官民境界線とは別物であるというような抽象的な一般論を根拠として安易に旧河川敷内に隣接土地との境界線を設定することがないよう、慎重に協議に臨むべきである。

## (2) 茶屋川の敷地について

法第237条は「この法律において『財産』とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」と定め、法第238条第1項は、公有財産について「普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。」と定め、同項第1号に不動産が掲げられている。なお、民法第86条は「土地及びその定着物は、不動産とする。」と定めている。

ところで、法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、当該普通地方公共団体が被った損害を補填するための必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

上記「財産の管理を怠る事実」にいう「財産」とは、法第237条第1項に規定する財産の意と解されるところ（新版 逐条地方自治法 第4次改訂版）、茶屋川の当該区間の敷地については、隣接土地と接する部分は無番地（国有地）であり、一部民有地との境界が確定していない部分もあるが、大阪府の所有に属する財産ではなく、法第242条第1項にいう財産には当たらない。

## 3 結論

以上のとおり、本件については、請求の要件を満たしているものとして受理したが、監査の結果、請求人の請求は、法第242条第1項に規定する財産の管理を怠る場合に当たらない。

よって、請求人の請求を棄却する。